

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月9日(水) 午前10時00分から午前10時17分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 19人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員
10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員
13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員
17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員
24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 4人
6番 武本 章吾 委員 15番 中西 公仁 委員 22番 井上 保邦 委員
23番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
14番 平井 正敏 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から11月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和4年11月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。</p> <p>在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号18番片岡泰助委員と議席番号24番小山智子委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて15件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】</p> <p>5番につきまして、譲受人は下限面積の要件を満たしていませんが、申請地の状況から見て、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得する」という、下限面積要件に関する不許可の例外に該当します。玉島地区協議会で審議したところ、異議なく承認とのご意見でした。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の15件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から15番までについて、許可、と決定いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

(議案の訂正あり)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から10頁にかけて24件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、1番についてですが、資金計画を証する書面について不備があったため、前

回保留になっていましたが、後日この書面の提出があり、内容も問題が無いため、今回は許可意見とのことでした。

次に、7頁5番についてですが、令和4年10月13日付けで申請がありましたが、令和4年11月7日に取り下げ書が提出されました。

また、7頁6番、7番につきましても、令和4年10月14日付けで申請がありましたが、令和4年11月7日に取り下げ書が提出されました。

その他の20件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました24件について、5番、6番、7番は取り下げ、残りの21件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた21件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この21件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の5番から7番は取り下げ、ほか21件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の5番から7番は取り下げ、1番から4番、及び8番から24番については許可、と決定します。

続きまして、11頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、平井委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(平井委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。それではご説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から21頁にかけて47件の計画が、農業委員会に提出されました。

権利の種類の内訳は、賃貸借が18件、使用貸借が29件でございます。

利用期間の更新は16件、更新切れを含む新規は31件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが27件、農地中間管理機構が借り受けるものが3件、農地所有適格法人によるものが2件、その他は全て個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、47件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、平井委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた平井委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、22頁をご覧ください。

議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第5号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】**
塩見でございます。それではご説明いたします。

議案第5号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。

辞任届出者は水川栄二推進委員、辞任理由は一身上の都合によるものでございまして、辞任届提出日は令和4年10月7日でございます。

農業委員会等に関する法律第23条の規定では「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

農業委員会の同意とは、農業委員会総会の議決によるものとされていることから、ご審議をお願いするものでございます。

ご同意いただけましたら、本日の総会の日をもって辞任となります。

また、このことにより真備地区の推進委員が1名欠員となります。

欠員となった場合の補充につきましては、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第12条第1項の規定に「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされておりますが、真備地区協議会でご意見をお伺いしたところ、諸事情を鑑み、募集の必要はない、とのご意向でございました。

事務局といたしましても委員のご意向を尊重し、この度の欠員募集は行わないこととさせていただきます。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でございました。

事務局からの説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号について同意とします。 ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第4号について報告・説明】 成田です。報告いたします。 23頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、23頁から35頁にかけて25件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に36頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、36頁に5件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に37頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、37頁から43頁にかけて39件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に44頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが44頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
吉井副参事	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとう

ございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は12月14日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時17分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年11月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員